

「2015 紀の国 わかやま国体」セーリング競技 愛知県予選会

日程 2015年7月25日(土) - 7月26日(日)
共同主催 愛知県ヨット連盟、愛知県教育委員会、公益財団法人 愛知県体育協会
開催地 愛知県蒲郡市海陽町1丁目7番地 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー
種目 成年女子レーザーラジアル級、少年女子レーザーラジアル級、少年男子420級

帆 走 指 示 書

1. 規則

1-1 本レガッタは、「セーリング競技規則2013-2016」(以下、RRSという)に定義された規則を適用する。

2. 競技者への通告

2-1 競技者への通告は、管理室南西側の公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

3-1 帆走指示書(以下、指示という)の変更は、それが発効する当日の08:30までに掲示する。
7月26日のレース日程の変更は、7月25日の18:00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

4-1 陸上で発する信号は、管理室南西側の信号柱に掲揚する。

4-2 陸上で「回答旗」が掲揚された場合、RRS レース『回答旗』の中の「1分」を「40分以降に置換える。

5. 日程

5-1 レース日程

7月25日(土)	08:30 - 09:00	受付
	09:00	フリーフィング
	10:30	少年男子420級予告信号予定時刻
7月26日(日)	08:30	フリーフィング
	09:45	少年男子420級予告信号予定時刻

5-2 成年女子レーザーラジアル級、少年女子レーザーラジアル級の予告信号は、少年男子420級のスタート後適宜発せられる。

5-3 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起する為に、予告信号の少なくとも5分以前に、スタート信号艇に音響信号1声とともにオレンジ色の「スタート・ライン旗」を掲揚する。

5-4 7月26日は、14:30を越えて予告信号が発せられることはない。

6. レース数とシリーズの成立

6-1 各クラス8レースを計画し、1日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。

6-2 本シリーズが成立するには、3レースを完了させることが必要である。

7. クラス旗

7-1 少年男子420級：白地に青色の「420」の形象
成年女子レーザーラジアル級、少年女子レーザーラジアル級：白地に赤色の「レーザー」の形象

8. レース・エリア

8-1 レース・エリアは、海陽ヨットハーバー沖とする。

9. コース

9-1 添付図に帆走すべきコース、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9-2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、最初のレグの概ねのコンパス方位を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク1、マーク2pは黒色で各々1、2と記されているオレンジ色の円筒形パイ、マーク2sは黒色で2と記されている黄色の円筒形パイとする。

10-2 指示12に規定する新しいマークは、白帯を有する赤色の円筒形パイとする。

- 10-3 スタート・マークは、スターボートの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10-4 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形パイとする。

11. スタート

- 11-1 レースは、RRS26を用いて、予告信号を5分前としてスタートさせる。
- 11-2 スタート・ラインは、スターボート側スタート・マーク上のオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚したポール又はマストと、ポート側スタート・マークの間とする。
- 11-3 スタート信号後4分より後にスタートしようとする艇は、審問なしにDNSと記録される。これはRRS A4を変更している。

12. コースの次のレグの変更

- 12-1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを回収する。

13. コースの短縮又はレースの中止

- 13-1 レース委員会はRRS32.1以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間5Knot以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

14. フィニッシュ

- 14-1 フィニッシュ・ラインは、スターボード側フィニッシュ・マークの「オレンジ旗」を掲揚したポールとポート側フィニッシュ・マークとの間とする。
- 14-2 RRS30.3が適用されたスタートではRRS30.3に抵触せず、又、それ以外のスタートでは各クラスのコースを帆走した先頭艇フィニッシュ後10分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしにDNFと記録される。これはRRS35及びA4.1を変更している。

15. 抗議と救済の要求

- 15-1 抗議、救済の要求、審問の再開の要求は、レース・オフィスで入手できる抗議書を用いて、適切な時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 15-2 抗議締切時刻は、その日の最後のレース終了60分後、又はレース委員会がこれ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分後とする。
- 15-3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告をRRS61.1(b)に基づき伝えるために、指示15-2の抗議締切時間までに公式掲示板に掲示される。
- 15-4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために抗議締切時間後20分以内に通告を掲示する。
- 15-5 指示16、17違反、及び各クラスのクラスルールに関する違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これはRRS60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が認めた場合、失格より軽減することができる。
- 15-6 レースを行う最終日では、審問の再開要求は次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内
 - (b) 要求する当事者が当日に判決を通告された後30分以内これはRRS66を変更している。

16. 安全

- 16-1 出艇する競技者はその都度、レース・オフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。
- 16-2 帰着した競技者はその都度、レース・オフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。その日のレース後の帰着申告締切時刻は、抗議締切時間である。
- 16-3 レースからリタイヤする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 16-4 レース委員会は、競技者や艇が危険な状態であると判断した場合、救助及び必要な処置を行う場合がある。これにより救助及び処置をされたことは、艇による救済の要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

17. 装備と計測のチェック

- 17-1 艇又は装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

18. 得点と順位

- 18-1 艇のシリーズの得点は5レース未満しか完了しなかった場合、レース得点の合計とする。
5レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

19. 賞

- 19-1 個別に賞を与えないが、各クラスの最上位者を2015年愛知県国体選手候補として、愛知県ヨット連盟理事会に推薦する。

20. 責任の否認

- 20-1 このシリーズの競技者は自分自身の責任で参加する。(RFS 4「レースをすることの決定」参照)
シリーズの主催団体は、シリーズの前後、期間中に生じた物理的な損害又は身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

21. その他

- 21-1 シリーズ期間中の競技者の肖像権は主催団体に属する。
シリーズ期間中の映像、写真及びシリーズの成績は、主催団体のHPにアップされる場合がある。

<添付図>

コース スタート → 1M → 4p/4s → 1M → 4p → フィニッシュ

LR

